議第7674号

東京都市計画地区計画の変更(東京都決定)

都市計画広町地区地区計画を次のように変更する。

	名称	広町地区地区計画
	位置	品川区広町二丁目、大井一丁目及び二葉一丁目各地内
	面積	約7. 1 h a
	地区計画の目標	本地区は、JR線・りんかい線・東急線の3路線が結節する大井町駅に近接した交通利便性の高い地区であるとと
		もに、品川区役所等の行政機能が集積する、品川区の中心的な拠点となっている。一方で、大井町駅周辺はゆとりの
		ある歩行者空間や歩行者滞留空間が不足しているほか、周辺道路との高低差や鉄道軌道による周辺市街地との分断、
		災害時避難可能な大規模オープンスペースの不足、憩いの空間や緑の不足などの課題を抱えており、区庁舎の老朽
		化に伴う庁舎機能再編とJR広町社宅跡地とが連携し、時代のニーズに応じた複合的な土地利用への転換によって、
		まちの課題へ取り組むことが求められている。
		「都市づくりのグランドデザイン」において、中枢広域拠点域南部に位置付けられており、業務、商業、宿泊、文
		化などが集積した拠点形成がまちの将来像として示されている。また、「大井町駅周辺地域まちづくり方針」におい
		ては、大井町駅周辺地域の中で先行的にまちづくりを牽引していく広町地区に位置付けられており、大規模土地利
		用転換による新たな都市機能の集積に加え、区庁舎再編と連携し防災機能を有する複合拠点を形成することや、周
		辺既成市街地との調和を図りながら、駅周辺では重層的な歩行者ネットワークの整備とあわせた土地の高度利用を
		図ること、駅とまちとが一体的に利用される交通結節拠点の形成、既成市街地と交通機能とをつなぐ歩行者ネット
		ワーク形成などが整備方針として示されている。
		これらの課題と位置付けを背景とし、多様な都市機能を備えた複合拠点の整備、北側駅前広場や多層かつ多方面
		からの人の動線を縦方向につなぐ駅前歩行者広場の整備、歩行者ネットワーク形成等による交通結節機能の強化、
		行政機能やしながわ中央公園と連携した地域防災力の強化、みどりとオープンスペースとが連続する高質な都市空
		間の形成により、個性豊かな魅力とにぎわいのある区の中心核にふさわしい複合拠点の形成を図る。
び区	土地利用の方針	大規模土地利用転換による新たな都市機能の集積に加え、区庁舎再編と連携し、区の中心核にふさわしい複合拠
保域 全の		点を形成する。既成市街地との調和を図りつつ合理的な市街地環境を形成するため、本地区南側及び西側では、周辺
上を整り		市街地とのにぎわい連携や回遊性の向上、防災環境の向上に資する地域に必要な空地の確保を図り、大井町駅至近
す・		の東側及び北側では、多様な機能を備えた複合拠点形成のため土地の高度利用を図る。また、必要な公共施設等の整
る開 方発		備により、大井町駅周辺地区の拠点性を高めるとともに、周辺道路との高低差や鉄道軌道によって分断されている
針及		広町地区と周辺市街地とのつながりの強化を図る。

公共施設等の整備の方針

大井町駅周辺地域まちづくり方針に示されている広町地区の都市基盤整備方針に基づき、以下の方針に従って必要な公共施設等の整備を行う。

1 道路等の整備方針

- (1) 大井町地区と大崎地区とを結ぶ広域都市軸としての重要な地区幹線道路で、緊急輸送道路に指定されている都市計画道路補助線街路第163号線の未事業部分の一部拡幅整備を行う。
- (2) 土地利用転換に伴う新しい都市活動を支えるとともに、広町地区の円滑な交通処理を確保するため、区画 道路を整備する。
- (3) 大井町駅の鉄道各線と多様な交通機関とをつなぐバリアフリーに対応した円滑な乗換え動線整備とあわせて北側駅前広場を整備する。

2 オープンスペースの整備方針

- (1)豊かなみどりを備えたにぎわい拠点の形成及び災害時の防災拠点の形成のため、広場1号を整備する。
- (2) 大井町駅前に不足している歩行者滞留空間の機能を拡充するとともに、大井町駅前の歩行者ネットワーク の起点となる駅前歩行者広場1号をデッキレベルに整備する。
- (3) 周辺市街地への移動を円滑にするための地上からデッキレベルをつなぐ重層的な歩行者空間及び多様な交通機関への乗換えを快適に過ごすことのできる歩行者滞留空間となる駅前歩行者広場2号を整備する。
- (4) 駅前歩行者広場1号及び駅前歩行者広場2号をつなぎ、建物低層部のにぎわいと連携した歩行者滞留空間となる広場2号をデッキレベルに整備する。
- (5) 区民活動の中心となるにぎわい拠点の形成及び災害時の防災サポート空間の形成のため、広場1号とデッキレベルをつなぐ重層的な歩行者空間を内包しつつ、新庁舎を訪れる来庁者、区民等が交流、活動、憩い、滞在することができる広場3号を整備する。

3 歩行者ネットワークの整備方針

- (1) 鉄道軌道や高低差によって分断されている広町地区と周辺市街地をつなぎ、まちのにぎわいや回遊性を向上させるため、地上部及びデッキレベルに重層的な歩行者ネットワークを形成する。
- (2) 駅前歩行者広場1号、駅前歩行者広場2号、地上部の広場1号、広場3号の4つの広場をつなぎ、しなが わ中央公園方面へとつながる安全で快適な歩行空間の確保及び連続的なバリアフリー環境の確保に配慮し た、歩行者専用通路1号をデッキレベルに整備する。
- (3) 周辺市街地のにぎわいをつなぎ、地域の回遊性を向上させるため、補助26号線から本地区へとつながる 歩行者専用通路2号、3号、4号を整備する。

	公共施設等の整備の方針	(4) りんかい線改札階へとつながる出入口と駅前歩行者広場2号をつなぐ歩行者専用通路5号を整備する。 (5) 補助26号線の歩道機能を補完し、周辺市街地のにぎわいと駅前歩行者広場2号をつなぐ歩行者専用通路
		6号を整備する。 (6)高低差のある区画道路1号から広場3号へのバリアフリー歩行者ネットワークを形成するため、歩行者専用通路7号、8号を整備する。
		4 自転車等駐車場の整備方針
		(1) 立会道路の歩行者ネットワーク強化のため、立会道路内のバイク駐車場を地区内に受け入れ、駅周辺に不
		足する自転車駐車場機能と合わせて自転車等駐車場約800㎡を整備する。
\ \		5 歩道状空地の整備方針
区域の:		(1) 快適な歩行者空間形成のため、歩道と一体となった敷地内空地を確保する。
整備	建築物等の整備の方針	1 土地の合理的かつ健全な高度利用を図るとともに、周辺市街地と調和した良好な複合拠点の形成を図るため、
開		建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の敷地面積の最低限度等、地区の特性
発及び		に応じて必要な建築物等に関する事項を定める。
び保会		2 周辺市街地との調和に配慮した良好な市街地景観の形成を図るため、建築物等の高さの最高限度及び建築物等 の形態又は色彩その他の意匠の制限、壁面の位置の制限を定める。
生に		3 都市のヒートアイランド現象の緩和に寄与するため、敷地内の緑化の推進や建築物の省エネルギー化、再生可
保全に関する方針		能エネルギーの利活用等により、環境負荷低減に配慮した市街地環境の形成を図る。
る方		4 大井町駅及び周辺市街地を含む地域全体の防災力強化のため、帰宅困難者の一時滞在施設及び広域避難場所を
針		整備するとともに、災害時に持続可能なエネルギーシステムを導入する。
		 5 周辺道路への交通負荷の軽減やまちの低炭素化を図るため、地下駐車場間のネットワークを形成する駐車場車
		路を整備する。
		6 A-1地区で整備する宿泊の用途に供する部分は、新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針による
		宿泊施設とする。
		7 大井町駅前の拠点となるA-1地区では高度利用を図るとともに、A-2地区では広場整備を行い良好な環境
		の創出を図るため、地区間で容積の適正配分を行う。

び保全に関する方針区域の整備・開発及	建築物等の整備の方針	 8 B地区は区の中心核にふさわしい拠点形成のため高度利用を図るとともに、周辺市街地とのバランスに配慮し、にぎわい連携、回遊性の向上を図るため、地区内で適正な容積率設定を行う。 9 大井町駅の拠点性を高める鉄道各線の駅と多様な交通機関とをつなぐ北側駅前広場の上空を活用して建築物等の整備を行うため、地区整備計画において立体道路に関する事項を定める。 						
	位置	品川区広町二	工丁目、大井一丁目及び二	葉一丁目各地内				
	面積	約6.3ha						
	土地利用に関する基本方針	地区の立地	!特性を踏まえ、土地の台	う理的かつ健全な高度利	用と個性豊かな魅力	とにぎわいのある区の中心核にふ		
		さわしい複合	さわしい複合拠点を形成するため、土地利用に関する基本方針を次のように定める。					
		1 大井町駅	1 大井町駅の拠点性を高めるため、駅至近では高度利用を図り、商業、業務など多様な都市機能を集積し、周辺市					
		街地との	街地とのつながりを強化するため、北側駅前広場や駅前歩行者広場、歩行者ネットワーク等を配置する。					
		2 A-1地	A-1地区は、駅の拠点形成を支える業務、商業、住宅、宿泊機能等の多様な機能を導入し、大井町駅と一体と					
		なった立	なった立体的な駅前歩行者広場を配置する。					
一		3 A-2地	1区は、にぎわいと潤いの	ある緑豊かな広場を配	2置し、災害時には行	政機能やしながわ中央公園と連携		
開			拠点として活用する。					
第 第					· -	ご掲げられている区の中心核として		
再開発等促進区			クコアの形成を支えるた	とめ、区民サービスの向.	上に資する行政機能な	や、区民協働・交流機能等を配置す		
X		る。						
			上に資する生活サービス・公共公益機能やにぎわい機能等を配置する。					
				をつなき、地域の回遊性	生を向上させる歩行者	皆専用通路を配置し、補助26号線 		
).). () II [[<u> </u>	ぎわいを形成する。		74 E	744 AV		
	主要な公共施設の	種類	名称	面積及び幅員	延長	備考		
	配置及び規模	道路	区画道路1号	16 m~19 m	約350m	新設		
		人生此口	区画道路2号	1 6 m~1 7 m	約70m	新設		

	主要な公共施設の 配置及び規模	道路	北側駅前広場	約3, 100㎡	_	新設、立体道路		
			広場1号	約4,600㎡	_	新設 にぎわい形成等に寄与する建築物 等約600㎡を含む範囲とする。		
再盟			広場3号	約1,500㎡	_	新設、地上及びデッキレベル 階段、昇降施設等を含む。		
再開発等促進区		その他の	駅前歩行者広場1号	約1,000㎡	_	新設、デッキレベル		
区		公共空地	駅前歩行者広場2号	約3, 400 m²	_	新設、地上及びデッキレベル 階段、昇降施設等を含む。		
			歩行者専用通路1号	$6\sim1~7~\mathrm{m}$	約350m	新設 階段、昇降施設等を含む。		
			歩行者専用通路2号	5 m	約15m	新設 鉄道高架橋脚等を含む。		
	位置	品川区広町二丁目、大井一丁目及び二葉一丁目各地内						
	面積	約6.3ha						
	地区施設の配置及び規模	種類	名称	面積及び幅員	延長	備考		
地区			広場2号	約450 m²	_	新設、デッキレベル		
地区整備計画			歩行者専用通路3号	1 2 m	約10m	新設		
		その他の 公共空地	歩行者専用通路4号	5 m	約10m	新設 鉄道高架橋脚等を含む。		
			歩行者専用通路 5 号	3 m	約100m	新設		
			歩行者専用通路6号	3 m	約90m	新設		

地
区
整
備
計
画

地区施設	地区施設の配置及び規模			歩行者専用通路7号	4 m	約50m	新設 階段、昇降施設等を含む。		
				歩行者専用通路8号	4 m	約60m	新設、昇降施設等を含む。		
				歩道状空地1号	3 m	約30m	新設		
建築物等	地区の	名称		A-1地区			A-2地区		
に関する事項	区分	面積		約2.6 h a		約0.8ha			
	建築物	第の	風俗営業等 <i>0</i>	規制及び業務の適正化等に	に関する法律(昭和	23年法律第122号	け)第2条第6項から第10項各号		
	用途の	制限	 の一に該当す	⁻ る営業の用に供する建築 ⁴	物は建築してはなら	たい。			
	建築物の		(10分の93	77167277 0 116 6 9	3			
			ただし 党派				10分の10		
	最高	収及	ただし、宿泊の用途に供する部分の容積率は100分の				105010		
			58以上としなければならない。						
	建築物の	容積率の	10分の20			_			
	最低限度								
	建築物の	高さの	1 1 5 m				1 6 m		
	最高	限度	建築物の高さはT. P. +7. 8 mからによる。			建築物の高さはT.]	P. +11. 3mからによる。		
	建築物の	敷地面積	5, 000 m²				5, 000m²		
	の最低	、限度	ただし、駅舎、操車場その他鉄道の輸送の用に供する建築						
			物は、この随	物は、この限りではない。					
	壁面の位置	置の制限	制限 建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。ただし、次の各						
			号のいずれかに該当する建築物及び建築物の部分については、この限りではない。						
				1 歩行者の回遊性向上や円滑な交通ネットワークの形成に資する歩行者デッキ、階段、エスカレーター、エレベー					
			ター等の用途に供するもの及びこれらに付属する屋根、柱、壁その他これらに類するもの						
				2 歩行者の快適性及び安全性を高めるための手すり、ひさしその他これらに類するもの					
	建築物等			外壁又はこれらに代わる					
	は色彩その他の意			お物は建築物と一体のもの、	、歩行者空間と調和の	のとれたものなどとし	、設置位置、形態、規模、意匠など		
	匠の行	制限	について	十分配慮がなされ、良好	な都市景観の形成に	寄与するものとする。			

	建築物等地区の名称		名称	B-1地区	B-2地区	C地区
	に関する 事項	区分	面積	約1.1ha	約1.0ha	約0.8ha
		建築物	第の	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に	関する法律(昭和23年法律第122	2号) 第2条第6項から第10項各号
		用途の	制限	の一に該当する営業の用に供する建築物に	は建築してはならない。	
		建築物の 最高[10分の60	_	_
		建築物の容積率の 最低限度		10分の20	_	_
地区整備計画		建築物の 最高[65 m 建築物の高さはT. P. +9. 1 mから による。 建築物の高さの最高限度に係る高さの算 定においては、建築基準法施行令第2条 第1項第6号に定める高さとする。	_	
		建築物の駅の最低		5, 000 m²	_	_
		壁面の位	置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物及び建築物の部分については、この限りではない。	_	_

	建築物等 に関する 事項	壁面の位置の制限	1 歩行者の回遊性向上や円滑な交通ネットワークの形成に資する歩行者デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等の用途に供するもの及びこれらに付属する屋根、柱、壁その他これらに類するもの				
			2 歩行者の快適性及び安全性を高める ための手すり、ひさしその他これらに 類するもの				
地区整備計画		建築物等の形態又 は色彩その他の意 匠の制限	1 建築物の外壁又はこれらに代わる柱 の色彩に配慮し、周辺環境と調和した ものとする。 2 屋外広告物は建築物と一体のもの、 歩行者空間と調和のとれたものなどと し、設置位置、形態、規模、意匠など について十分配慮がなされ、良好な都 市景観の形成に寄与するものとする。				
	立体道路 制度に関	道路の名称	北側駅前広場				
	する事項	重複利用区域	計画図表示のとおり				
	مار ماد	は建設の限界	計画図表示のとおり				

1 建築物の容積率の最高限度には、建築基準法第52条第14項第1号に基づく東京都容積率の許可に関する取扱基準(平成16年3月4日 15都市 建市第282号)Ⅱ3(1)の用途に供する部分を除くことができる。

「地区計画の区域、再開発等促進区の区域、地区整備計画の区域、主要な公共施設の配置、地区施設の配置、地区の区分、壁面の位置の制限、重複利用区域及び建築物等の建築又は建設の限界は、計画図表示のとおり」

理由:土地区画整理事業による土地利用転換に併せて、公共施設を整備しつつ、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進を図り、計画的複合市 街地を形成するため、地区整備計画を追加することなどに伴い、地区計画を変更する。

	名称	広町地区地区計画		
	位置	品川区広町二丁目、大井一丁目及び二葉一丁目各地内		
	事項	旧	新	適用
	公共施設等の	大井町駅周辺地域まちづくり方針に示されている広	大井町駅周辺地域まちづくり方針に示されている広	
	整備の方針	町地区の都市基盤整備方針に基づき、以下の方針に従	町地区の都市基盤整備方針に基づき、以下の方針に従	
		って必要な公共施設等の整備を行う。	って必要な公共施設等の整備を行う。	
		1 道路等の整備方針	1 道路等の整備方針	
		(1) 大井町地区と大崎地区とを結ぶ広域都市軸とし	(1) 大井町地区と大崎地区とを結ぶ広域都市軸とし	
12,		ての重要な地区幹線道路で、緊急輸送道路に指	ての重要な地区幹線道路で、緊急輸送道路に指	
区域		定されている都市計画道路補助線街路第163	定されている都市計画道路補助線街路第163	
の 整		号線の未事業部分の一部拡幅整備を行う。	号線の未事業部分の一部拡幅整備を行う。	
備・		(2) 土地利用転換に伴う新しい都市活動を支えると	(2) 土地利用転換に伴う新しい都市活動を支えると	
開		ともに、広町地区の円滑な交通処理を確保する	ともに、広町地区の円滑な交通処理を確保する	
発及び		ため、区画道路を整備する。	ため、区画道路を整備する。	
び 保		(3) 大井町駅の鉄道各線と多様な交通機関とをつな	(3) 大井町駅の鉄道各線と多様な交通機関とをつな	
全		ぐバリアフリーに対応した円滑な乗換え動線整	ぐバリアフリーに対応した円滑な乗換え動線整	
関		備とあわせて北側駅前広場を整備する。	備とあわせて北側駅前広場を整備する。	
保全に関する方針	2 オープンスペースの整備方針		2 オープンスペースの整備方針	
方針		(1)豊かなみどりを備えたにぎわい拠点の形成及び	(1)豊かなみどりを備えたにぎわい拠点の形成及び	
五1		災害時の防災拠点の形成のため、広場1号を整	災害時の防災拠点の形成のため、広場1号を整	
		備する。	備する。	
		(2) 大井町駅前に不足している歩行者滞留空間の機	(2) 大井町駅前に不足している歩行者滞留空間の機	
		能を拡充するとともに、大井町駅前の歩行者ネ	能を拡充するとともに、大井町駅前の歩行者ネ	
		ットワークの起点となる駅前歩行者広場1号を	ットワークの起点となる駅前歩行者広場1号を	
		デッキレベルに整備する。	デッキレベルに整備する。	

区
域
\mathcal{O}
整
備
•
開
発
及
び
保
全
に
関
す
る
方
針

公共施設等の 整備の方針

- (3) 周辺市街地への移動を円滑にするための地上 からデッキレベルをつなぐ重層的な歩行者空 間及び多様な交通機関への乗換えを快適に過 ごすことのできる歩行者滞留空間となる駅前 歩行者広場2号を整備する。
- (4) 駅前歩行者広場1号及び駅前歩行者広場2号をつなぎ、建物低層部のにぎわいと連携した歩行者滞留空間となる広場2号をデッキレベルに整備する。

- 3 歩行者ネットワークの整備方針
 - (1) 鉄道軌道や高低差によって分断されている広町地区と周辺市街地をつなぎ、まちのにぎわいや回遊性を向上させるため、地上部及びデッキレベルに重層的な歩行者ネットワークを形成する。
 - (2)駅前歩行者広場1号、駅前歩行者広場2号、 地上部の広場1号の3つの広場をつなぎ、し ながわ中央公園方面へとつながる安全で快適 な歩行空間の確保及び連続的なバリアフリー 環境の確保に配慮した、歩行者専用通路1号 をデッキレベルに整備する。

- (3) 周辺市街地への移動を円滑にするための地上 からデッキレベルをつなぐ重層的な歩行者空 間及び多様な交通機関への乗換えを快適に過 ごすことのできる歩行者滞留空間となる駅前 歩行者広場2号を整備する。
- (4) 駅前歩行者広場1号及び駅前歩行者広場2号をつなぎ、建物低層部のにぎわいと連携した歩行者滞留空間となる広場2号をデッキレベルに整備する。
- (5) 区民活動の中心となるにぎわい拠点の形成及 び災害時の防災サポート空間の形成のため、 広場1号とデッキレベルをつなぐ重層的な歩 行者空間を内包しつつ、新庁舎を訪れる来庁 者、区民等が交流、活動、憩い、滞在するこ とができる広場3号を整備する。
- 3 歩行者ネットワークの整備方針
 - (1) 鉄道軌道や高低差によって分断されている広町地区と周辺市街地をつなぎ、まちのにぎわいや回遊性を向上させるため、地上部及びデッキレベルに重層的な歩行者ネットワークを形成する。
 - (2) 駅前歩行者広場1号、駅前歩行者広場2号、 地上部の広場1号、<u>広場3号</u>の4つの広場を つなぎ、しながわ中央公園方面へとつながる 安全で快適な歩行空間の確保及び連続的なバ リアフリー環境の確保に配慮した、歩行者専 用通路1号をデッキレベルに整備する。

地区整備計 画の追加に 伴う変更

区域の整備・
開発及び
保全に関
する方針

公共施設等の 整備の方針

- (3) 周辺市街地のにぎわいをつなぎ、地域の回遊性を向上させるため、補助26号線から本地区へとつながる歩行者専用通路2号、3号、4号を整備する。
- (4) りんかい線改札階へとつながる出入口と駅前 歩行者広場2号をつなぐ歩行者専用通路5号 を整備する。
- (5) 補助26号線の歩道機能を補完し、周辺市街 地のにぎわいと駅前歩行者広場2号をつなぐ歩 行者専用通路6号を整備する。
- (6) デッキレベルの歩行者専用通路1号と地上部 の広場1号をつなぐ歩行者ネットワークとし て、歩行者専用通路7号を整備する。

4 自転車等駐車場の整備方針

- (1)立会道路の歩行者ネットワーク強化のため、立会道路内のバイク駐車場を地区内に受け入れ、駅周辺に不足する自転車駐車場機能と合わせて自転車等駐車場約800㎡を整備する。
- 5 歩道状空地の整備方針
 - (1) 快適な歩行者空間形成のため、歩道と一体となった敷地内空地を確保する。

- (3) 周辺市街地のにぎわいをつなぎ、地域の回遊性を向上させるため、補助26号線から本地区へとつながる歩行者専用通路2号、3号、4号を整備する。
- (4) りんかい線改札階へとつながる出入口と駅前 歩行者広場2号をつなぐ歩行者専用通路5号 を整備する。
- (5) 補助26号線の歩道機能を補完し、周辺市街 地のにぎわいと駅前歩行者広場2号をつなぐ 歩行者専用通路6号を整備する。
- (6) 高低差のある区画道路1号から広場3号へのバリアフリー歩行者ネットワークを形成するため、歩行者専用通路7号、8号を整備する。
- 4 自転車等駐車場の整備方針
- (1)立会道路の歩行者ネットワーク強化のため、 立会道路内のバイク駐車場を地区内に受け入 れ、駅周辺に不足する自転車駐車場機能と合 わせて自転車等駐車場約800㎡を整備す る。
- 5 歩道状空地の整備方針
- (1) 快適な歩行者空間形成のため、歩道と一体となった敷地内空地を確保する。

地区整備計 画の追加に 伴う変更

再開発等促進区

土地利用に関す る基本方針

地区の立地特性を踏まえ、土地の合理的かつ健全な高 度利用と個性豊かな魅力とにぎわいのある区の中心核 にふさわしい複合拠点を形成するため、土地利用に関す る基本方針を次のように定める。

- 1 大井町駅の拠点性を高めるため、駅至近では高度 利用を図り、商業、業務など多様な都市機能を集 積し、周辺市街地とのつながりを強化するため、 北側駅前広場や駅前歩行者広場、歩行者ネットワ ーク等を配置する。
- 2 A-1 地区は、駅の拠点形成を支える業務、商業、 住宅、宿泊機能等の多様な機能を導入し、大井町 駅と一体となった立体的な駅前歩行者広場を配 置する。
- A-2地区は、にぎわいと潤いのある緑豊かな広 場を配置し、災害時には行政機能やしながわ中央 公園と連携した防災拠点として活用する。
- 4 B-1及びB-2地区は、区民活動を活性化し、交 流促進によるにぎわいを創出するため、区民サービ スの向上に資する生活サービス・公共公益機能やに ぎわい機能等を配置する。

地区の立地特性を踏まえ、土地の合理的かつ健全な高 度利用と個性豊かな魅力とにぎわいのある区の中心核 | 画の追加に にふさわしい複合拠点を形成するため、土地利用に関す る基本方針を次のように定める。

- 1 大井町駅の拠点性を高めるため、駅至近では高度 利用を図り、商業、業務など多様な都市機能を集 積し、周辺市街地とのつながりを強化するため、 北側駅前広場や駅前歩行者広場、歩行者ネットワ ーク等を配置する。
- 2 A-1地区は、駅の拠点形成を支える業務、商業、 住宅、宿泊機能等の多様な機能を導入し、大井町 駅と一体となった立体的な駅前歩行者広場を配 置する。
- 3 A-2地区は、にぎわいと潤いのある緑豊かな広 場を配置し、災害時には行政機能やしながわ中央 公園と連携した防災拠点として活用する。
- 4 B-1地区は、区民活動を活性化し、「大井町駅 周辺地域まちづくり方針」に掲げられている区の 中心核としてのシビックコアの形成を支えるた め、区民サービスの向上に資する行政機能や、区 民協働・交流機能等を配置する。
- 5 B-2地区は、行政機能と連携し区民ニーズを踏 まえた新しいまちづくりを実現するため、区民サ ービスの向上に資する生活サービス・公共公益機 能やにぎわい機能等を配置する。

地区整備計

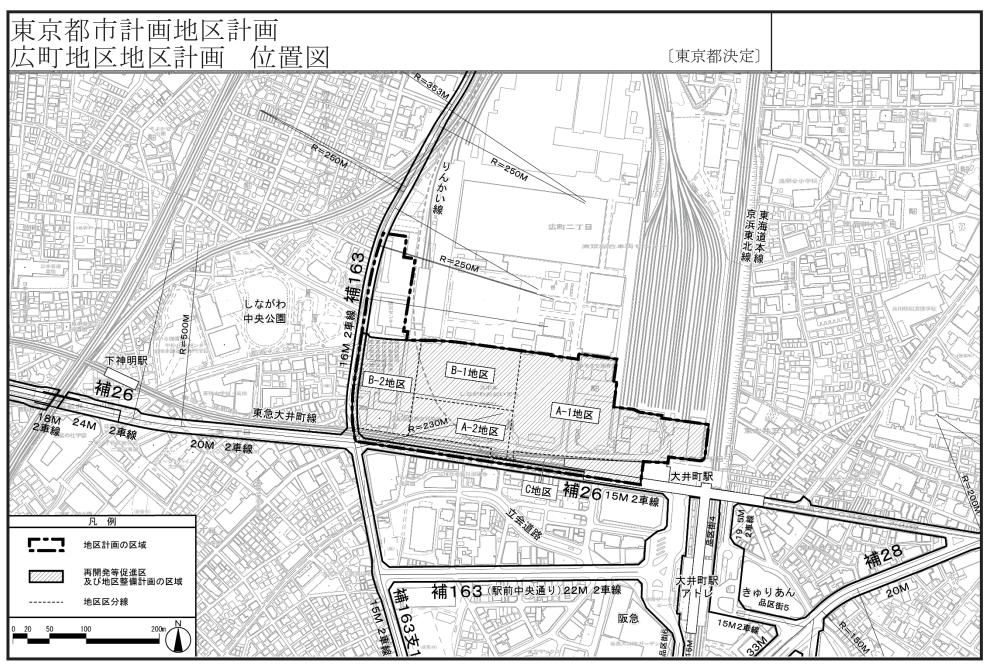
	土地利用に関する基本方針	5 C地区は、周辺市街地のにぎわいをつなぎ、地域の回遊性を向上させる歩行者専用通路を配置し、補助 26号線周辺のにぎわいを形成する。						6 C地区は、周辺市街地のにぎわいをつなぎ、地域の 回遊性を向上させる歩行者専用通路を配置し、補助 26号線周辺のにぎわいを形成する。				
	主要な公共施 設の配置及び 規模	種類	名称	面積及び幅員	延長	備考	種類	名称	面積及び 幅員	延長	備考	
再開発等促進区		その仏	広場1号	約4,6 00㎡		新設 にぎにいい は等に寄与 する建築物 等約600 ㎡を含む 囲とする。	そのい	広場1号	約4,6 00㎡		新設 にぎい形 成等に寄与 する建築物 等約600 ㎡を含む範 囲とする。	地区整備計 画の追加に 伴う変更
		他の公共空地	_	_		_	他の公共空地	<u>広場3号</u>	約1, 5 <u>00㎡</u>	=	新設、地上 及びデッキ レベル 階段、昇降 施設等を含 む。	
			駅前歩行 者広場1 号	約1, 0 00㎡		新設、デッキレベル		駅前歩行 者広場1 号	約1,0 00㎡		新設、デッキレベル	

	主要な公共施設の配置及び規模	その他の公共空地	駅前歩行 者広場2 号	約3, 4 00㎡	_	新設、地上 及びデッキ レベル 階段、昇降 施設等を含む。	その	駅前歩行 者広場2 号	約3, 4 00㎡	_	新設、地上 及びデッキ レベル 階段、昇降 施設等を含む。	地区整備 計画の追 加に伴う 変更			
			歩行者専 用通路 1 号	6~17 m	約430 m	新設 階段、昇降 施設等を含 む。	他の公共空地	歩行者専 用通路 1 号	6~17 m	<u>約350</u> <u>m</u>	新設 階段、昇降 施設等を含 む。				
再開発等促進区			歩行者専 用通路 2 号	5 m	約15m	新設 鉄道高架橋 脚等を含 む。		歩行者専 用通路 2 号	5 m	約15m	新設 鉄道高架橋 脚等を含 む。				
Ĭ Z	地区施設の配 置及び規模	種類	名称	面積及び 幅員	延長	備考	種類	名称	面積及び 幅員	延長	備考				
		その他の公	その他の			広場2号	約450 m²	_	新設、デッキレベル		広場2号	約450 m²	_	新設、デッ キレベル	
				歩行者専 用通路 3 号	1 2 m	約10m	新設	その他の公	歩行者専 用通路 3 号	1 2 m	約10m	新設			
		公共空地	歩行者専 用通路 4 号	5 m	約10m	新設 鉄道高架橋 脚等を含 む。	公共空地	歩行者専 用通路 4 号	5 m	約10m	新設 鉄道高架橋 脚等を含 む。				

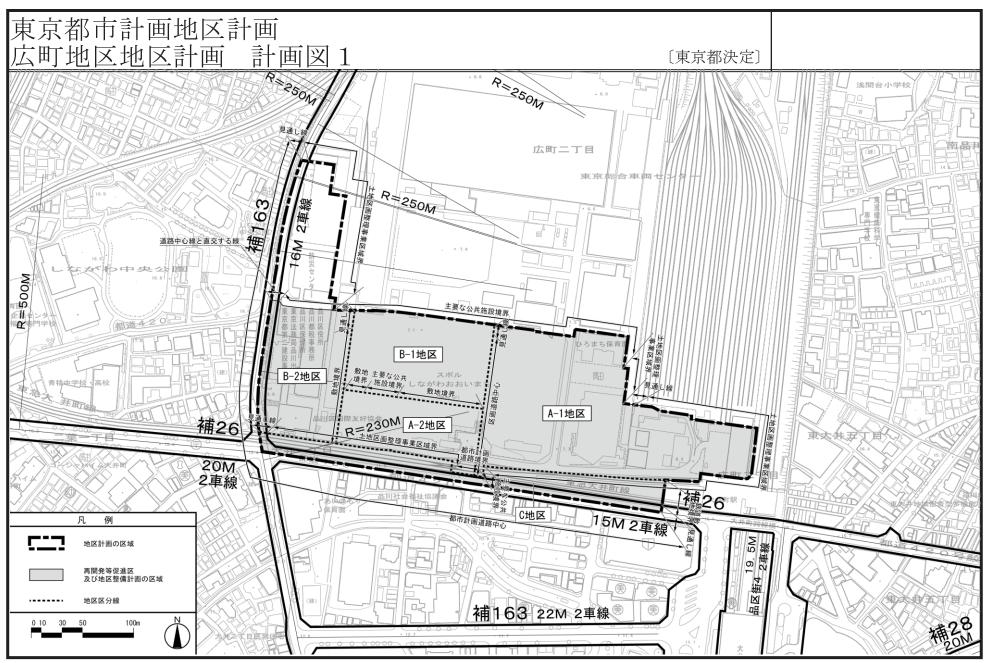
	地区施設の配置及び規模				歩行者専用 通路5号	3 m	約100 m	新設		步行者専 用通路 5 号	3 m	約100 m	新設	地区整備 計画の追 加に伴う
					歩行者専用 通路 6 号	3 m	約90m	新設		步行者専 用通路 6 号	3 m	約90m	新設	変更
再開発等促進区				その他の公共空地	歩行者専用 通路 7 号	4 m	約50m	新設	その他の公共空地	歩行者専 用通路 7 号	4 m 約50	約50m	新設 <u>階段、昇降</u> 施設等を含 む。	
				地	_	_	_	_	地	<u>歩行者専</u> 用通路 8 <u>号</u>	<u>4 m</u>	<u>約60m</u>	<u>新設、昇降</u> 施設等を含 <u>む。</u>	
					歩道状空地 1号	3 m	約30m	新設		歩道状空 地 1 号	3 m	約30m	新設	
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	名称		B-1地区						B — 1	地区		
備計画	関する事項	建築物の 容積率の 最高限度				_			<u>10分の60</u>				地区整備 計画の追 加に伴う 変更	

		建築物の 容積率の 最低限度	_	<u>10分の20</u>	地区整備計 画の追加に 伴う変更
		建築物の 高さの 最高限度		65m建築物の高さはT. P. +9. 1 mからによる。建築物の高さの最高限度に係る高さの算定においては、建築基準法施行令第2条第1項第6号に定める高さとする。	
地区整備計画	建築物等に関する	建築物の 敷地面積 の最低 限度	_	<u>5,000m²</u>	
	る事項	壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物及び建築物の部分については、この限りではない。 1 歩行者の回遊性向上や円滑な交通ネットワークの形成に資する歩行者デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等の用途に供するもの及びこれらに付属する屋根、柱、壁その他これらに類するもの 2 歩行者の快適性及び安全性を高めるための手すり、ひさしその他これらに類するもの	

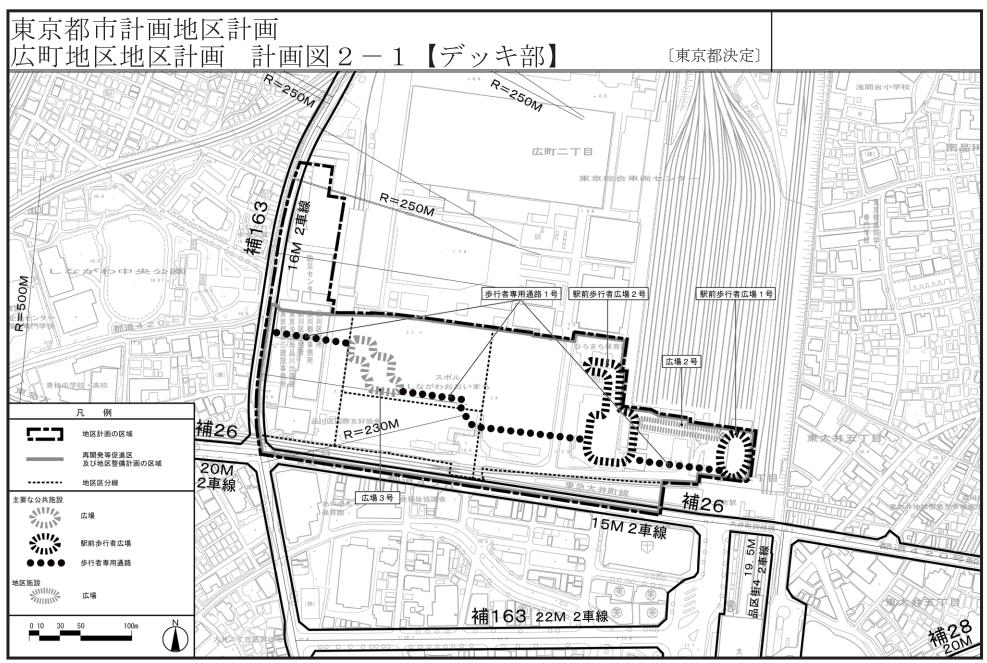
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等 の形態又 は色彩そ の他の意 匠の制限		1 2	建築物の外壁又はこれらに代わる柱の色彩に配慮し、周辺環境と調和したものとする。 屋外広告物は建築物と一体のもの、歩行者空間と調和のとれたものなどとし、設置位置、形態、規模、意匠などについて十分配慮がなされ、良好な都市景観の形成に寄与するものとする。	地区整備 計画の追 加に伴う 変更
	欄彡	*	1 建築物の容積率の最高限度には、建築基準法第52条第14項第1号に基づく東京都容積率の許可に関する取扱基準(平成16年3月4日 15都市建市第282号) II 3 (1)の用途に供する部分を除くことができる。 「地区計画の区域、再開発等促進区の区域、地区整備計画の区域、主要な公共施設の配置、地区施設の配置、地区の区分、壁面の位置の制限、重複利用区域及び建築物等の建築又は建設の限界は、計画図表示のとおり」 理由:土地区画整理事業による土地利用転換に併せて、公共施設を整備しつつ、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進を図り、計画的複合市街地を形成するため、地区計画を決定する。	生生	建築物の容積率の最高限度には、建築基準法第52条第14項第1号に基づく東京都容積率の許可に関する取扱基準(平成16年3月4日 15都市建市第282号)II3(1)の用途に供する部分を除くことができる。 地区計画の区域、再開発等促進区の区域、地区整備計画の区域、主要な公共施設の配置、地区施設の配置、地区の区分、壁面の位置の制限、重複利用区域及び建築物等の建築又は建設の限界は、計画図表示のとおり」 由:土地区画整理事業による土地利用転換に併せて、公共施設を整備しつつ、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進を図り、計画的複合市街地を形成するため、地区整備計画を追加することなどに伴い、地区計画を変更する。	地区整備計画の追加に伴う変更



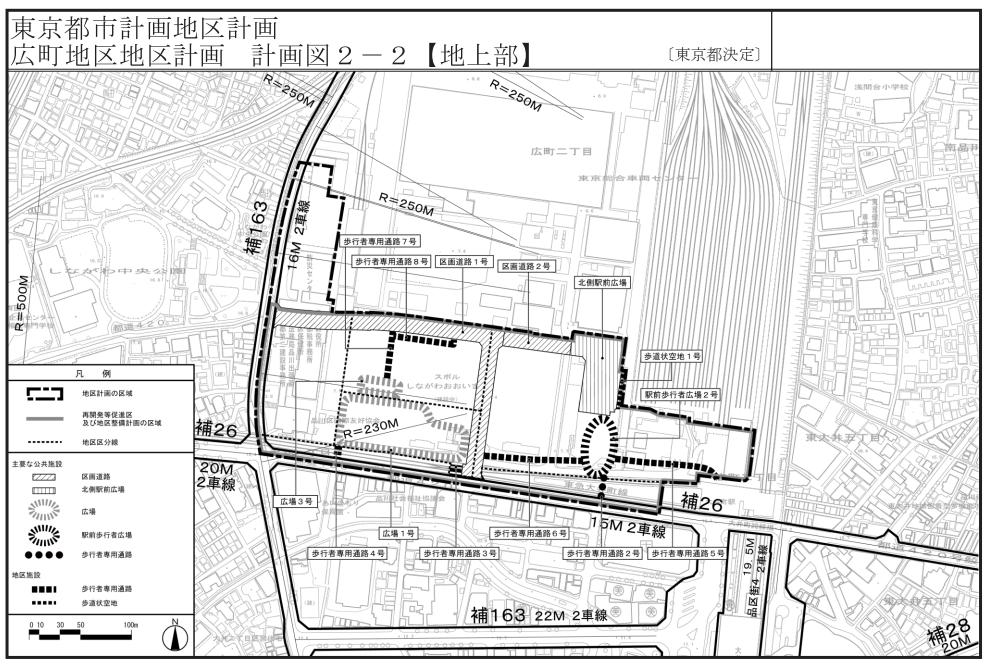
この地図は、国土地理院長の承認(平29国関公第444号)を得て作成した東京都地形図を使用(6都市基交第447号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。 (承認番号) 6都市基街都第20号、令和6年4月22日



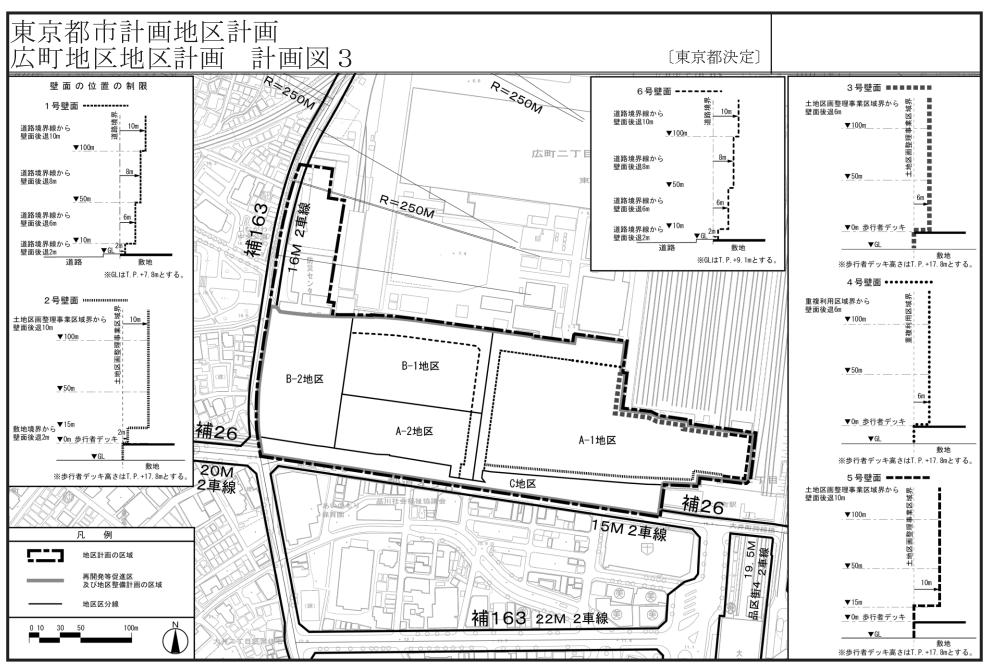
この地図は、国土地理院長の承認(平 2 9 国関公第 4 4 4 号)を得て作成した東京都地形図を使用(6 都市基交第 4 4 7 号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。 (承認番号) 6 都市基街都第 2 0 号、令和 6 年 4 月 2 2 日



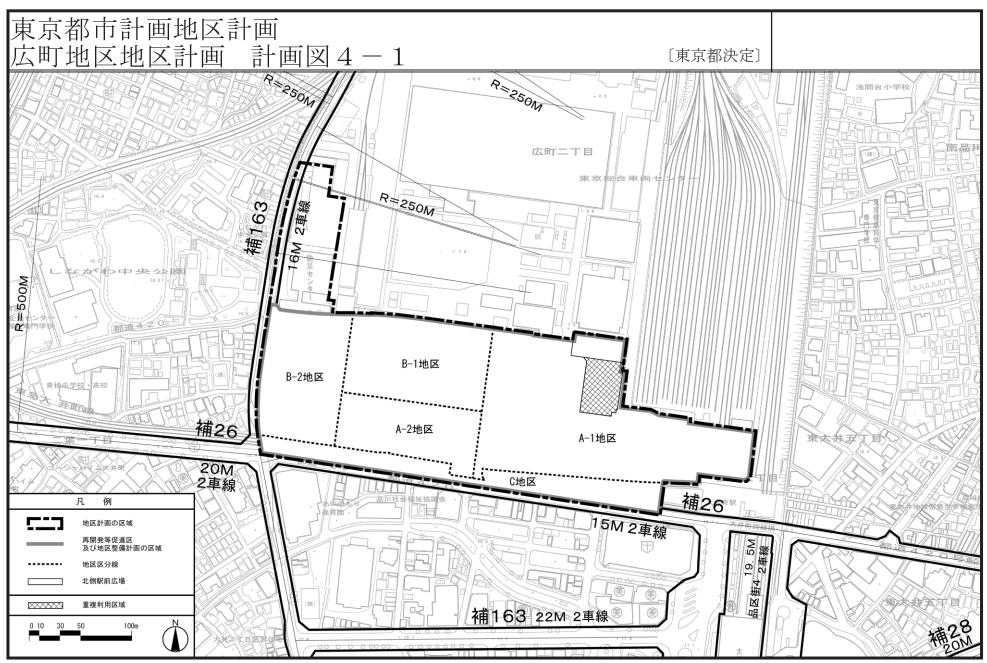
この地図は、国土地理院長の承認(平 2 9 国関公第 4 4 4 号)を得て作成した東京都地形図を使用(6 都市基交第 4 4 7 号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。 (承認番号) 6 都市基街都第 2 0 号、令和 6 年 4 月 2 2 日



この地図は、国土地理院長の承認(平 2 9 国関公第 4 4 4 号)を得て作成した東京都地形図を使用(6 都市基交第 4 4 7 号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。 (承認番号) 6 都市基街都第 2 0 号、令和 6 年 4 月 2 2 日



この地図は、国土地理院長の承認(平 2 9 国関公第 4 4 4 号)を得て作成した東京都地形図を使用(6 都市基交第 4 4 7 号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。 (承認番号) 6 都市基街都第 2 0 号、令和 6 年 4 月 2 2 日



この地図は、国土地理院長の承認(平 2 9 国関公第 4 4 4 号)を得て作成した東京都地形図を使用(6 都市基交第 4 4 7 号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。 (承認番号) 6 都市基街都第 2 0 号、令和 6 年 4 月 2 2 日

